

# 水主浦漁場の階層性とその形成過程

— 近世期肥後国天草郡において —

橋 村 修

## I. はじめに

- (1) 問題設定
- (2) 対象地域での研究課題と史料

## II. 「維新前」漁場の階層性

- (1) 「維新前」漁場の類型
- (2) 漁場の広狭と水主浦成立時期や漁業年貢との対応関係
- (3) 地先と沖漁場の権利関係
- (4) 「外海」と「内海」の漁場の差異

## III. 近世期の水主浦漁場の形成過程

- (1) 漁場が維持された水主浦—富岡, 牛深
- (2) 漁場分割が進行途中の水主浦—湯船原

## IV. 水主浦漁場の階層性とその形成過程

## V. むすびにかえて

### I. はじめに

#### (1) 問題設定

本稿では、近世期の浦方<sup>1)</sup>漁村が領有した漁場の特徴から階層性を見出し、その漁場の形成過程を、近世前期からの約200年間の時系列的な展開過程から究明することを目的としている。

近世前期の浦方漁場は、中世の浦を起源とするような広域的な漁場<sup>2)</sup>や、水主役負担の見返りに特定の集団に保証された特権的な漁場を継承する 경우가多く<sup>3)</sup>、自村前のみならず、権利を持たない他村の地先にまで展開する浦方総有が行われていた<sup>4)</sup>。しかし、その浦方漁場も、近世中・後期に地方村が漁場に進出するにつれて、漁場が「村前」「地付」原則

へと分割されることが、封建制度の崩壊の観点から究明されてきた<sup>5)</sup>。そして、近世漁村の漁場の領有は、一般的に総百姓共有<sup>6)</sup>または、磯付、根付は村前漁場で、沖合は入会漁場という原則へと固まっていった<sup>7)</sup>。

したがって、これまでの浦方漁場の研究は、地方村の漁場獲得運動で崩壊するような漁場を対象として研究されることが多く、近世期を通して漁場範域を維持し続ける「力」のあった浦方の漁場展開について究明する余地がある<sup>8)</sup>。これは、浦方漁村間の多様性を論じた研究<sup>9)</sup>に、漁場の特徴を加味すれば、漁村間の関係性を漁場の領有・利用の視座<sup>10)</sup>から議論できることを意味している。漁村間の「力」関係は、その年貢負担額や漁場の広さ、漁場の入会利用や入漁料漁業をめぐる関係などから把握する。

そこで、本稿は、特権の与えられた近世漁村で、広域的な海域を領有する傾向が強かった浦方を取り上げる。そして、浦方の領有した漁場について、既往の研究にあるような近世期を通して分割していった型と、それ以外の展開の型<sup>11)</sup>とを比較し、それぞれの領有のあり方の特徴を考察することを課題としていきたい。この作業を行なううえで、①漁場を持つ浦方漁村の制度面と、②各地域の漁場環境に注目する<sup>12)</sup>。

#### (2) 対象地域での研究課題と史料

上記の議論をするために、本稿では同一地域のなかでの漁場の多様性を取り上げていき

たい。つまり、一つの漁村のみならず、同じ支配機構に属する同一郡内の全ての浦方漁場を取り上げ、漁場の特徴を類型化し、研究対象としてふさわしい漁村を見出していく。

しかし、近世期の漁場を記した一次史料は、断片的にしか残らず、郡などの地域単位でまとまった形で残存するものは少ない。そこで、明治期の史料に着目する。近世期の漁場は明治期には「旧慣」漁場と呼ばれる<sup>13)</sup>。これは、明治前期の水産博覧会に際して作成された各県の水産史料にまとまったかたちで記述されている<sup>14)</sup>。近世史料の少ない地域では、こうした明治期の史料を用いて近世期の漁村について考察していくことも有効な方法といえよう<sup>15)</sup>。

そこで、本稿の分析対象地域として、次のような明治期の史料のある肥後国天草郡を選定した。明治16年に水産博覧会に際して提出された明治16年『熊本県水産誌』（国立史料館祭魚洞文庫水産史料所収）の「漁業沿革」記事には、「維新前」漁場として、天草郡における殆どの漁村の「旧慣」漁場（幕末期漁場）が記されている<sup>16)</sup>。

近世期は天領<sup>17)</sup>であった肥後国天草郡の漁村は、水主負担の見返りに漁業権を与えられた浦方の水主浦村と、本来、漁業権は持たないが、下稼料を水主浦に支払い入漁するようになった大庄屋組支配下の地方村に概ね区分されていた<sup>18)</sup>。水主浦は、近世期における浦方の形態の1つである。

近世天草郡では、正保2(1645)年の水主浦（「舸子浦」）制度の確立に際し、臨海村のうち富岡、二江、御領、佐伊津、湯船原、牛深、崎津の7浦が指定された<sup>19)</sup>。「一正保二酉年郡中七浦御定浦運上被仰付候」<sup>20)</sup>とあるように「定浦」「舸子浦」と記される。本稿では同じ意味で一般性を持つ水主浦の記述に統一する。水主浦は、「代官一大庄屋一郡中惣弁指（富岡浦）一弁指（各水主浦）」の指揮系統下で漁民や水主の統制を行っていたとされている。

水主浦の時系列的な変質については、中村正夫がその成立時期を軸に検討している（表1）。これによると正保期に7浦が成立し（以下では正保浦）、万治2年（1659）には代官鈴木氏の検地に際して浦高が設定され浦も増加し（以下では万治浦）16浦となり、それ以降、郡内で正徳期にも増え（以下では正徳浦）、その後、享保期までには24浦となっていた<sup>21)</sup>（成立時期が不明な水主浦について、以下では18世紀成立浦）。そして、宝暦期に地方村への漁業権の分割を禁止した統制的な制度が確立したとする<sup>22)</sup>。文久期には高濱村が水主浦に指定された（文久浦）。その増加の背景を中村は人口増加に求め、さらに水主浦の条件として、水主の数、漁業年貢、漁場、浦高の四点を示した<sup>23)</sup>。しかし、漁場の広狭と水主浦の階層性との関係は、全浦の漁場記載史料が未発見だったため、分析されていない

表1 近世期天草郡水主浦とその諸負担

町・組	水主浦	浦の成立時期	浦高(石)	水主数	
				万治期17	18世紀増加後24
富岡町	富岡	正保	183	35	35
井手組	二江	正保	4	17	17
御領組	御領	正保	121	17	17
	佐伊津	正保	32	10	14人亀川より
栖本組	大島子	正徳			5
	大浦	正徳			2
	湯船原	正保	9	12	5 大島子5大浦2〜分与
砥岐組	御所ノ浦	万治	49	●	砥岐組で31
	二間戸	万治		●	101人 3
	高戸	万治	137	●	21
	大道	万治	93	●	24
	樋島	万治	72	●	11
本戸組	棚底	18世紀			5
	宮田	18世紀			5
	亀川	万治	25	9	0 佐伊津へ移動
志町田組	楠浦	万治	16	10	10
	大多尾	万治	0.9	5	5
久玉組	中田	万治	5	7	7
	牛深	正保	185	44	37 宮野河内3深海2久玉2〜分与
	宮野河内	18世紀			3
	深海	18世紀			2
大江組	久玉	18世紀			2
	崎津	正保	16	31	31
	大江	万治	4	1	1
	高濱	文久			5 亀川浦より

註1) 浦高、水主数の変遷は註5) ①中村正夫論文を参考にした。

い。

個別の水主浦漁場の近世期の展開については、中村による次の分析がある<sup>24)</sup>。18世紀前半における正保浦の栖本組湯船原と、赤崎村はじめ付近の地方の村々との関係から、湯船原の水主が売買され、漁場が再分化されていく過程が、19世紀中葉の富岡浦の漁場では、郡中惣弁指の権威により下稼料を支払うことによって地方村が入漁でき、水主浦漁場の分割は文久期までなかったことが示されている。

このような中村の既往の研究を踏まえると、明治期資料から天草郡の全ての水主浦漁場を復元し、漁場記載の表現からその多様な姿を見出し、それが形成されていくプロセスを検証することが課題となる。水主浦漁場の分割例の湯船原浦周辺が既に検討されていることは、それ以外の展開をした水主浦と比較するうえでも有益である。天草郡は、この課題を解明できる有効な地域といえよう。

また、天草郡は、同じ郡内でも、不知火海や有明海等の「内海」と東シナ海や天草灘などの「外海」で漁業の形態も異なり<sup>25)</sup>、従来、究明されてきた水主浦の制度的特徴に加えて、自然条件に規制された漁業との関わりにも留意していく必要がある。

『熊本県水産誌』以外の史料であるが、明治23年『熊本県漁業誌』<sup>26)</sup>、昭和9年農林省水産局編纂『旧藩時代の漁業制度調査資料』

(以下では『旧藩』と略記)の熊本県の「漁場ノ入會専用ニ関スル事項」も参考になる。また、近世期の漁場記載と漁業実態に関わる一次史料としては、漁場分割の例として湯船原に触れた「赤崎村北野家文書」を用いた中村の成果<sup>27)</sup>、『天草郡村々明細帳』所収の元禄14(1701)年と寛延3(1750)年の「富岡町明細帳」はじめ各村明細帳<sup>28)</sup>、苓北漁協所蔵文書(享保17年「万記簿」、寛政11年「諸御用控」所収の文化10(1813)年史料等、文久3(1863)年「高濱村江掛掛候網代日記」)<sup>29)</sup>などがある。本稿では、「旧慣」漁場を記した明治期の

史料を用いて、肥後国天草郡内の幕末期水主浦漁場の多様性を見出し、近世期の一次史料を用いて、その形成過程を考察していく。

## Ⅱ. 「維新前」漁場の階層性

本章では、明治16年『熊本県水産誌』の「漁業沿革」項目にある天草郡における水主浦の「維新前」漁場の多様性と、その成因を分析する。

### (1) 「維新前」漁場の類型

この「維新前」漁場の記述の表現形態を分析したところ、封建末期における水主浦漁場の境界は、A. 岬、島、岩礁、瀬などのような海の側からの目印、B. 村境線の海への延長、の2つのタイプがあった。また、これによって区画される漁場空間は、X. 自村の前面のみに限定された狭い漁場、Y. 隣接する数か村の前面に及ぶ広い漁場、の二つのタイプに区分できる。こうした二つの指標を考慮すると、漁場は次のような三つの類型に分類できる：Ⅰ. A・Y、海のランドマーク(海上又は海中で境界設定、航海、漁撈活動等の際に明確な目印になる岩礁、瀬、岬などを示す。)を境界とした広域漁場・Ⅱ. B・Y、村切線を境界とした広域漁場・Ⅲ. B・X、一村前漁場(A・Xの組み合わせは出現しない)。以下、表2、図1を用いて詳述する。

I型であるが、正保浦で、幕末期に天草郡全体の水主浦の代表とされる郡中惣弁指がおかれていた富岡は、地先海は沿岸8里の範囲とし、対岸は他国近海の5里余を入会稼としていた<sup>30)</sup>。この漁場の地先の範囲は、図1のD～Fの範囲となる。東の坂瀬川村延瀬は現在の五和町通詞島西岸の延瀬に比定される。延瀬は、『熊本県漁業誌』によると「坂瀬川村字村ノ下を湾内第一の良網代」とする役割を担う岩礁であった<sup>31)</sup>。『旧藩』では「東坂瀬川村地先字延瀬ト申ス處二江浦富岡浦トノ漁場経界ニシテ延瀬ヨリ以西坂瀬川村上津深江村志岐村沿海」とある<sup>32)</sup>。南の「高濱村沖

合大加瀬」は、現在の天草町の大江と高濱の間の大ヶ瀬に比定される。大ヶ瀬は外洋性回遊魚の集まる岩礁であった<sup>33)</sup>。両方の瀬について『旧藩』では「一定不動ノ延瀬大ヶ瀬ヲ以テ両浦トノ界トシ三百年來稼居リシ」とあり<sup>34)</sup>、これらの瀬が隣接する水主浦との境界になっていた。

井手組で正保浦の二江の漁場は、蝦曾根からノウ瀬までの範囲で（B～D）、ここも海の日印となる瀬を境界としていた。

久玉組で正保浦の牛深の漁場は、「八幡瀬」から「魚貫崎」という設定で、図1によると、HからGの範囲となる。その範囲の漁場を地先海とするのは牛深村のほか、魚貫村、そして牛深から18世紀に水主が分与された久玉村、深海村、宮野河内村の3つの後発の水主浦であった。これらのうち、深海には漁場記載があり、村の地先海域をその範囲とし、牛深漁場と重層していた。

正保浦で大江組崎津の漁場は、南北の距離は、南は魚貫村魚貫崎から北の下津深江村沖合まで6里で、北側は下津深江村までとある。東西は、東は河浦村から西は大洋12～13里の外は区画せずという範囲となる。図1によると、富岡浦の漁場範囲の高濱村小田床村下津深江村の地先海にまで及んでいる。

以上のI型漁場は、岬や島や瀬、浦内など海のランドマークを境界とした隣村や隣組の地先海まで漁場が及ぶ型ととらえられる<sup>35)</sup>。

次に、II型の漁場を検討する。御領組で正保浦の御領村は、A「佐伊津村境字犬瀬岬」からC「二江字大田岬」の範囲で、御領浦の地先と隣接する地方村の鬼池村の地先を漁場としていた。

天草上島の有明海北岸に位置した正徳浦の栖本組大島子村は、「西志柿村ヨリ東赤崎村」とあるように、村を基準とした表現で、その範囲は、村前海だけでなく、東は赤崎村から西は志柿村までの地先海を漁場としていた。栖本組で正保浦の湯船原村は、不知火海

に面し現在の栖本湾の奥に位置する。「地引網代場」が、栖本湾内の湯船原村の地先と古江、馬場両村前海に及んでいた。また、江切網<sup>36)</sup>は「字大崎ヨリ馬場村字塩濱迄古江村字唐之崎ヨリ地先字大崎迄」とあり、釣漁も牛深沖での設定があるなど、漁法により漁場の設定は異なっていた。

砥岐組で万治浦の大道村は、島を境界にした「網代場」が設定され、他村の範囲におよんだ。後述した他の砥岐組の水主浦とは境界の表現形態が違うことを特徴とする<sup>37)</sup>。

万治浦の本戸組大多尾村の漁場は、村境の瀬を境界にし、隣接する地方村の地先まで及んでいた。一町田組で万治浦の中田村も、隣村に及ぶ地先の4里の範囲を漁場としていた。

以上のII型漁場は、水主浦の所在する村の境界線で区切られた地先海域と、隣接する地方村の地先海までを漁場とするタイプで、村の境界を基準とした漁場である。

III型漁場を検討していく。18世紀成立の久玉組深海も村の地先のみを漁場としていた。ここはI型の牛深漁場の内部に位置し、牛深の漁場の範囲にもなっていた。大江組で文久浦の高濱村<sup>38)</sup>は、北は小田床村境に、南は大江村境を結んだ1里31町が範囲とされていた。

砥岐組に属した万治浦を検討すると、御所浦村は、村単位で区切った漁場の中に、特定の場所を必要とした地引網、手繰網等の海面95ヶ所を慣行の「網代場」としていた。多数の島々まで及ぶが、何れも村の範囲であり村地先を漁場とする型ととらえられる。高戸村、樋島村も村地先のみを区切った範囲で、入会稼が行なわれていた。18世紀に成立した砥岐組の棚底村と宮田村のいずれもが、自村の地先海のみを漁場としていた。これらは、先行研究で究明されてきた一村前の漁場である。

以上により、漁場のI型II型III型の多様な漁場が浮かび上がった。これらには、漁場の広狭による階層性がある。

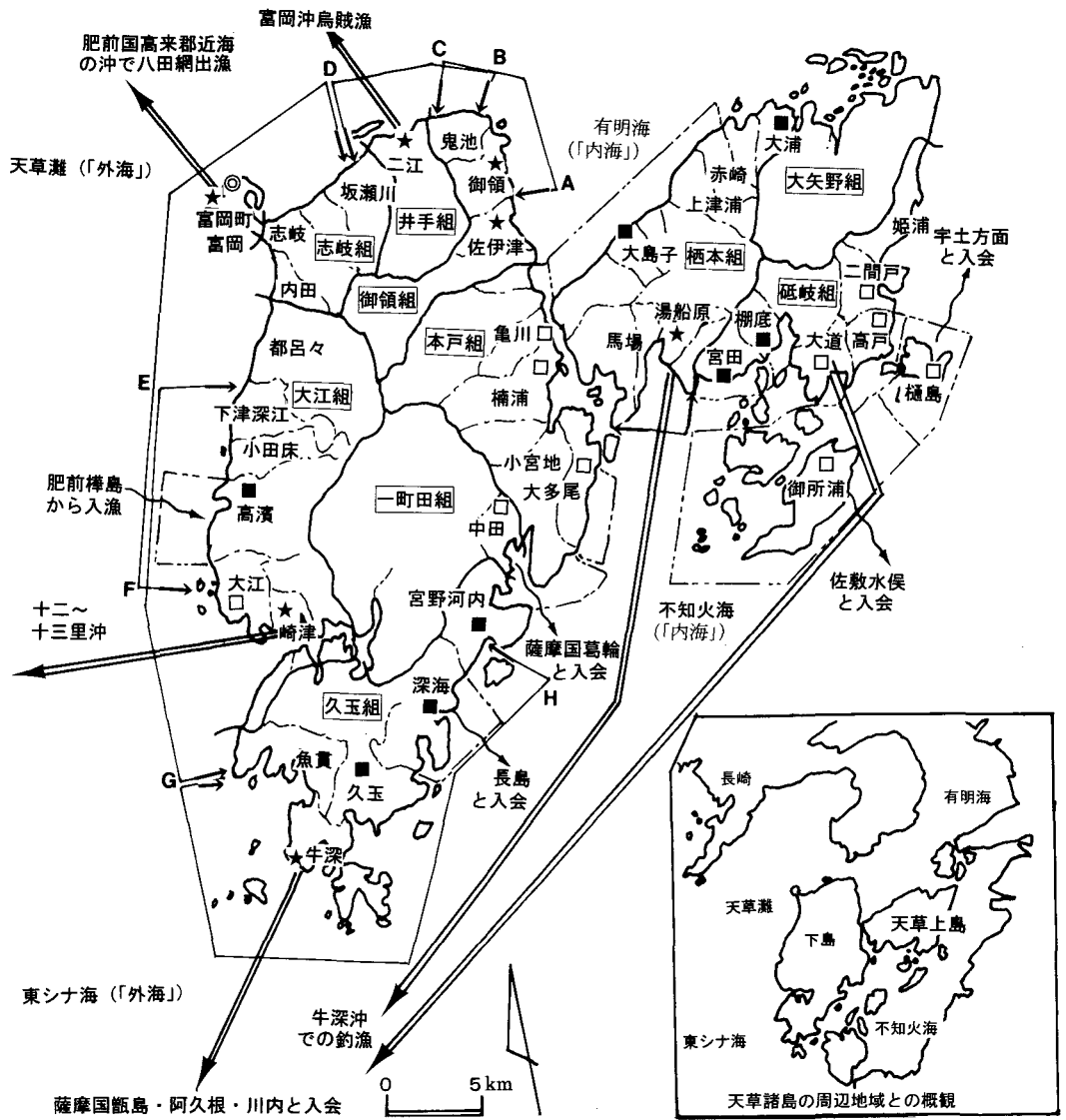


図1 『熊本県水産誌』の維新前漁場記事による肥後国天草郡の水主浦漁場

図中記号凡例

1. 記号のない地名は沿岸部の主な地方村を示す。
2. 地名記号 ○○組：大庄屋組 ◎：町  
 ★：正保水主浦 □：万治水主浦  
 ■：正徳 18世紀 文久の各時期に認定の水主浦
3. 陸側の線：——— 大庄屋組境  
 - - - - - 江戸時代の村境（平田豊弘の図を参考に作成）  
 （平田豊弘「木山家文書解題」『本渡市古文書史料集木山家文書第1巻』，1996。）
4. 海側の線と記号（『熊本県水産誌』の維新前漁場記載（第2表）をもとに復元した。）  
 <———> 正保水主浦漁場  
 - - - - - 万治，正徳，18世紀，文久期成立の水主浦漁場  
 ←——— 沖漁場（東シナ海，天草灘）への出漁を示す。  
 <~~~~~> その他の入会漁場への出漁を示す。

表2 明治十六年『熊本県水産誌』にみる天草郡の維新前漁場記載

		明治16年『熊本県水産誌』	漁場 区画の 型	固定 網 ○	沖 漁 場 ●
	水主浦	「漁業沿革」の項目にみる維新前漁場（旧慣）関連記事			
富岡町	富岡	(明治七年迄ハ) 東ハ坂瀬川村延瀬ヨリ南ハ高濱村沖合大加瀬ニ到るモ八里西北ハ長崎県肥前国高来郡近海迄大凡五里余入會稼	I		●
井手町	二江	東鬼池村沖殿曾根ヨリ西ハ坂瀬川沖ノウ瀬迄	I		●
御領組	御領	南ハ佐伊津村境字犬瀬岬ヨリ北二江字大田岬迄海上凡二里半東ハ五六里沖合ヲ城リ旧慣ニ依リ鬼池村ト入會稼ヲナス	II		●
	佐伊津	記載ナシ			
柄本組	大島子	維新前ハ西志柿村ヨリ東赤寄村ニテ海面網代面ハ総テ村内漁夫ノ舸子場タリシモータヒ区画解放ノ令アリシヨリ漁場頓ニ狭窄セシ〜	II	○	
	大浦	記載ナシ			
	湯船原	地引網ノ如キハ慣襲ニより古江馬場兩村ノ海岸ヲ城リ、江切網ハ字大寄ヨリ馬場村字塩濱迄古江村字唐ノ寄ヨリ地先字大寄マテトシ且つ釣漁ハ萬ノ瀬戸ヨリ牛深村ノ沖ニ出テ捕獲ス	II	○	●
砥岐組	御所ノ浦	葦北郡佐敷水俣南ハ鹿兒島縣獅子島西ハ本部宮野河内村大多尾村北ハ大道高戸村ノ沖合ニテ入會稼ト雖モ地引網手繰網等ハ場所ヲ要スルヲ以テ地先海面九拾五ヶ所ヲ慣行ノ網代場トス	III	○	
	二間戸	記載ナシ			
	高戸	地引網ハ旧慣ニヨリ東樋島村界ヨリ西大道村界北二間戸村ヲ畫リ網代場トス其他入會稼ヲ以テ漁ス〜	III	○	
	大道	南御所浦界字楠盛島ヨリ西ハ棚底村字横島迄ヲ城リ網代場トス其他入會稼鱧釣ハ御所浦村或ハ鹿兒島縣飯島沖ニテ漁ス	II	○	●
	樋島	東ハ芦北郡日奈久南ハ御所浦村西ハ高戸村北ハ宇土郡松合ノ沖ニテ入會稼ヲナスト雖モ地引網場所ハ要スルヲ以テ地先ヨリ二三町ノ海面ヲ漁場ト定ムル十ヶ所アリ	III	○	
	棚底	東ハ浦村界ヨリ西ハ宮田村界ニテ凡苅里余從來ノ慣行ニ由リ地引網ノ漁場	III	○	
	宮田	東ハ棚底村西ハ古江村ニ亘リ苅里余ノ海面ニ於テ六ヶ所ノ漁場ヲ有ス	III	○	
本戸組	亀川	記載ナシ			
	楠浦	記載ナシ			
	大多尾	南ハ小宮地村字田手ヨリ北ハ地先ナル瀬ヲ城リ網代場ト定メ地引網及手繰網カシ網等ヲ使用セリ	II		
一町田組	中田	從來南ハ宮野河内村野寄ヨリ大多尾村字アコウニ至ル里程四里及鹿兒島縣ノ内葛和地方ヘモ入會稼ヲナシ〜	II		
久玉組	牛深	明治七年マデハ其慣行ヲ襲ヒ漁場区域トスルハ東宮野河内村八幡瀬ニ到ル五里西北ハ魚貫崎ニ到ル凡三里南ハ鹿兒島縣薩摩國飯島同阿久根川内地方ト入會稼ニシテ廣瀬ノ区画ナリシニ〜	I		●
	宮野河内	記載ナシ			
	深海	萬治以後明治七年迄ハ旧慣ニ由リ東ハ宮野河内村ヲ城リ西ハ久玉村沖合早岬ニ到ル凡一里貳拾丁南ハ当村沖合ヨリ鹿兒島縣出水郡長島地方ト入會稼ナリシカ	III		
	久玉	記載ナシ			
大江組	崎津	南ハ魚貫村魚貫崎ヨリ下津深江村ヘ村沖合里程六里東ハ當郡河浦村ヨリ西ハ大洋十二三里ノ外ハ海面ヲ区画セズ	I		●
	大江	記載ナシ			
	高濱	萬治年間享和二年迄ハ漁業スル者ナキヲ以テ富岡町及崎津村ノ漁夫来リテ捕魚セリ而ルニ享和三年中亀川村水主役十一人ヲ此地エ轉セシコトヲ旧幕府ニ請ヒ其認可ヲ得始テ漁業ヲ開キ北ハ小田床村境字穴ノロヨリ南大江村境字大ヶ瀬マテ其間苅里三拾丁西ハ長崎縣西彼杵郡樺島村地方トノ入會漁稼ニ決シ	III		

註) 明治十六年『熊本県水産誌』から作成。

註) 「網代場」記述の有無を「固定網」欄に○で示した。

註) 沖漁場の有無を●で示した。

(2) 漁場の広狭と水主浦成立時期や漁業年貢との対応関係

まず、水主浦成立期の違いと漁場との関係を検討する。

I型の富岡、牛深、崎津、二江は、正保浦で、江戸時代初期に最初に設定された水主浦のほとんどがあてはまる。それらは、漁場の境がBの村境でなく、Aの海のランドマークとなる地形に設けられ、地先も広域に展開することを特徴とする。Aの境界は、近世初期における村境設定に先行する可能性が高い。

II型の湯船原と御領は正保浦で、大道、大多尾、中田は万治浦、大島子は正徳浦である。大島子は湯船原から正徳期に分離してできた、いわゆる後発の水主浦で、湯船原の漁場はこれらの分割に伴いII型へとなったことになる。これらはBの村境を漁場の境としていた。

他村地先にまで及ぶ広い漁場のI型とII型の違いは、I型は海のランドマークとなる地形等を境界とし、II型よりも広域的に展開したこと、II型は村境を基準とした漁場設定で、I型よりも狭い範囲で展開していたことが挙げられる<sup>39)</sup>。

III型の深海、高濱は、水主浦として認定された年代はそれぞれ異なる。しかし、I型漁場から分割されず、その内部に内包された漁場であることを共通点としている。樋島、御所浦、高戸は万治浦で、不知火海(「内海」)の多島海を漁場とし、宮田、棚底は18世紀に新規に成立した水主浦であった。

次に表3の文化期「天草郷帳」の漁方役銀記載を用いて、各水主浦の漁業年貢の負担額と漁場の広狭との関係を検討する。これによると、I型の広域的な漁場である富岡が337目、牛深が320目、崎津が465目と、他の水主浦の三倍以上にものぼる漁業年貢を負担している。I型については、漁業年貢と漁場の広さは相関があるといえよう。

(3) 地先と沖漁場の権利関係

表3 近世紀天草郡水主浦の漁業年貢

水主浦	漁方役銀(目)	
	18世紀	文化期
富岡	330	337
二江	60	60
御領	不明	45
佐伊津	不明	12
大島子	8	13
大浦	3.5	3
湯船原	11	11
御所ノ浦	不明	30
二間戸	不明	6
高戸	不明	27
大道	不明	30
樋島	不明	20
棚底	不明	14
宮田	不明	4
亀川	不明	15
楠浦	12	12
大多尾	不明	10
中田	15(寛延3)	15
牛深	不明	320
宮野河内	不明	28
深海	不明	20
久玉	60(安永)	60
崎津	465(享保17)	465
大江	40(享保17)	40
高濱	無	無

註) 18世紀の各時期の明細帳、文化期の「天草郷帳」(島原松平文庫所蔵)を用いて作成した。

まず、漁場記事中のうち、地先漁場と沖漁場を検討し、それぞれの権利のあり方の違いを取り上げていく。

大島子では、漁場表記は「網代面」となっている。万治浦で砥岐組の高戸村では、地引網は村で区切った網代場で行ない、それ以外は入会稼漁業とされていた。つまり、村境で区画された地引網などの決まった場所の網代場には、排他的な意味が与えられていた。樋島には、地先より2~3町の海面には10ヶ所の網代場が設けられていた。

「網代場」の記述は、村境線に規制された漁場のII型III型に多く見られる。それは、「網代場四カ所」とあるように、漁場内の特に決まった箇所に発生した漁場の権利を示している。地引網なども示されているが、これらは海中や浜に漁具を固定して行われている。

表2の漁場記事の右側には、「網代場」記述の有無の丸印を示してある。この印のある水主浦漁場には、「網代場」「地引網代場」が記されている。そして、不知火海沿岸の水主浦漁場に「網代場」が多くみられる傾向がわかる<sup>40)</sup>。

一方、正保などの先発の水主浦には、「網代場」は見られず、東西南北の四至で海面を区切った表現形態である。これは、後発水主浦と、漁場利用のあり方が異なることを示している。後発水主浦は、「稼場」となる「網代場」だけの権利があればそれでよしとされたが、先発水主浦は、従来からの権威を重んじる傾向と、沖の八田網や釣漁が中心の漁業であることを理由として、東西南北の四至で海面を広く占有することが重要視されたことが想定される。

表2の漁場記事の右側には、沖漁場の有無の丸印を示したが、次に水主浦の沖漁場の権利について検討する。I型の富岡は、対岸の肥前国高来郡の近海までを「入会稼」の漁場としていた。表2の牛深にも「南八鹿児島県薩摩国甌島同阿久根川内地方ト入會稼ニシテ廣調ノ区画ナリシニ〜」とあり、甌島や薩摩地方まで出漁していたように沖漁場がみられた。崎津も「西ハ大洋十二三里」とあり、沖への展開があった。湯船原は、釣漁という限定で、「萬ノ瀬戸ヨリ牛深村ノ沖ニ出テ捕獲ス」とあり、外海に面する牛深の沖への出漁が示されているのを特徴とする。これらは正保浦であるから、沖漁場の権利を持つことが天草郡内の水主浦のなかでの優位性を示しているともとらえられる。なお、万治浦の砥岐組大道村は、鯛釣に限って御所浦村方面と東シナ海側の鹿児島縣甌島沖で行なっていたことが記されている。大道については、(1)節で付近の万治期に認可された水主浦とは漁場の形態が異なることを取り上げたが、さらに沖漁場の権利の保持からも、付近の水主浦のなかでの優越性を窺わせる。このように、沖

漁場の権利は、I型II型の先発の水主浦に多く見出せるといえよう。

#### (4)「外海」と「内海」での漁業の差異

本節では、東シナ海側の「外海」と不知火海有明海側の「内海」での漁業内容の差異について検討する。

「外海」の漁業からみていきたい。I型漁場の富岡、牛深は、東シナ海や天草灘に面し、カツオなどの大型回游魚の一本釣り漁業や、沖漁場における浮網漁業であるイワシの八田網漁が盛んな地域であった(表4)。これらは、特定のポイントに規制されない、沖まで広域に展開する漁業である<sup>41)</sup>。

「内海」の漁業について検討していく。万治期やそれ以降にできた水主浦のIII型漁場の多くは、表4によると、不知火海域のイワシの地引網が非常に卓越した海域に位置する傾向にあった。地引網は、村方・地方村からの労働力供出を必要とするとされ<sup>42)</sup>、天草郡でも不知火海などの「内海」地域では、人口増加を背景にこうした傾向があったといえよう。

このように、天草郡における漁場の三つの階層性は、水主浦の成立時期、漁業年貢額、東西南北の四至で区切られた漁場と網代場、「外海」と「内海」といった漁場環境など各要素の違いと関わっていたととらえられる<sup>43)</sup>。

次章では、その階層の形成について、近世期の一次史料から具体的に検討していく。

### Ⅲ. 近世期の水主浦漁場の形成過程

本章では、近世史料を用いて、天草郡の階層性を帯びた幕末期漁場の形成過程を把握していく。分析対象は、正保以後幕末にいたるまでI型で、広域的な漁場が維持されていた正保浦の富岡、牛深と、近世期を通じて漁場が再分化されていったII型の正保浦湯船原である。これらの村を選定した理由は、史料の残存状況がいいことが挙げられる。広域的な漁場が維持された例と再分化された例を比較



表4 近世期から明治前期における肥後国天草郡の漁業の海域別特性

海域名	村名	近世期の明細帳にみられる魚種と漁法(註1)	『熊本県水産誌』にみる魚種と漁法(註2)
有明海側 (湾奥)	大浦	元禄4:手繰網 夏秋小鯛鱒雑魚 春冬ハ漁不仕。寛延3:手繰網1張	鯛網 イカ網 タコ釣り 鯛網
	赤崎	浜まい	鯛網 イカ釣り タコ釣り 鯛網 鱒釣り 鯨網
	大島子	寛延3:鯛網1張 手繰網2張	鯛網 イカ網 タコ 鯛釣り スズキ釣り 鯨網
有明海側 (湾口)	二江	寛政11:アワビ(争論文書)	鯛八田網 イカ火釣り タコ釣り 鯨網 鯛網・釣り 鱒釣り スズキ釣り 鮑
	御領	記録なし1	鯛八田網 イカ火釣り 鯛網・釣り カレイ網
不知火海側	湯船原	寛延3:鯛網1張 手繰網4張	鯛地引網(秋以降は東シナ海での八田網) エビ網 鯛釣り 小鯛網 スズキ釣り
	大道	記録なし1	鯛網 エビ網 イカ釣り タコ鉾 鯨網 鯛釣り 鯖網
	樋島	記録なし1	鯛網 エビ網 イカ釣り 鯛網・釣り カレイ釣り
	大多尾	(鯛 鱒 白魚)	鯛網 イカ釣り 鯛釣り
	久玉	安永元:わかめ、ひじき、あおさ	鯛網 イカ釣り 鯛網 鱒網 スズキ釣り 鯨鯖網
東シナ海側	富岡	元禄14:鯛 鯖 鯛 鯨 鯛。文化10:3~5月小鯛網、8~11月八田網 重ニ漁業仕候時節ニ御座候	鯛八田網 鯛網釣り 鱒網 鯨火釣り 鯖火釣り
	高濱	安永元:海漁鯛鱒。文久3:鯨	鯛八田網 鯛釣り 鯨火釣り 鯖火釣り 鯨網 シイラ釣り
	大江	享保17:鯛 万引(シイラ) 大鯛 小鯛 鯖 鯛 ひじき ふのり	鯛網 アワビ 鯨、鯖を鯛で釣る 鯛網 シイラ釣り マグロ網 鯨網
	崎津	享保17:鯛 鯨 万引(シイラ) 鯨 鯖 鯛 鯨	鯛網釣り スズキ釣り 鯨鯖火釣り 鯛冬網 鯨網
	牛深	記録なし2	エビ網 イカ網 タコ釣り 鯨網 鯛釣り メハル網 鱒網釣り アワビ 鯖釣り 鯛釣り シイラ釣り 鯨釣り カナギ網 飛魚網

註1) 村明細帳の漁業情報を抽出したが、「記録なし1」は、明細帳はあって漁業運上額の記載はあるが漁業記録の内容が記されていない村、「記録なし2」は、明細帳が未発見の村を示す。

註2) 明治16年『熊本県水産誌』を主に用いて作成。

註3) 下線(例 鯨釣り)をひいた漁業は「外海」で多く見られる漁業。

することで、各々の漁場が形成される過程とその背景が浮かび上がるものと思われる。

(1) 漁場が維持された水主浦—富岡、牛深 広域的な漁場が幕末期に維持されていた正保浦の富岡(1型)(図2)には、島原の乱後、幕府天領天草郡の代官所がおかれ、天草郡内で唯一の「町」で、幕末期には天草郡中水主浦の元締めである郡中惣弁指がおかれていた。近世期には、九十九里浜と並ぶ鯛の産地とさ

れていた<sup>4)</sup>。

史料1は、元禄14(1701)年「富岡町明細帳」の漁場記載である。

(史料1)

一漁場 式ヶ所

内

春ハ鯛鯖鯛 夏秋ハ鯨鯛 冬ハ鯛

壱ヶ所 当町前海、東ハのふ瀬を境、北ハ御城山刈三里半、此間五里半、東北之間沖三

里富岡二江浦立会

右同断

壹ヶ所 当町後海，南ハ大ヶ瀬を境，西ハ御城山ヲ五里，此間拾里，西南之間沖八里但富岡崎津村立会<sup>45)</sup>

寛永14 (1637) 年の島原・天草の乱以降からこの時期まで，富岡漁場を記した一次史料は確認されていないため，史料1は，富岡漁場の最も古い状況を記した内容といえよう。史料1は，漁場を「前海」「後海」の2ヶ所に分け，その境界と，季節ごとの漁獲魚が記されている。御城山は富岡の北側に位置する。この2つの漁場を地先海とする地方村は，富岡浦(町)と志岐組の志岐，内田，白木尾，年柄，上津深江，坂瀬川の各村と大江組の都呂々，下津深江，小田床，高濱の各村となる。

この漁場の地先の範囲は，前章の『水産誌』にある維新前の富岡漁場とほぼ一致する<sup>46)</sup>。境界は，瀬を目印として設定されている。つまり，幕末期漁場と同様の範囲と空間区画の方法が元禄期まで遡及できる。広域的な漁場は，水主浦の成立段階から設定され，幕末期まで維持されていたことになる。富岡では，寛保期，寛延期，文化期にも水主浦漁場の記載を確認できるが，その範囲は元禄期と殆ど同じである。

史料2は，寛保2 (1742) 年6月の富岡下船津役，組頭の7名が出した富岡役所代官への訴状である。

(史料2)

一先年戸田伊賀守様御支配之節当郡一切御極奉願候時分富岡町漁師共へ海辺之儀御定被下候ハ御城山ヲ東ハ坂瀬川村二江村之境のぶ瀬と申瀬迄南ハ高濱村大江村境大ヶ瀬と申瀬迄，灘ハ西ニさして五里半北ハ三里半と御定被下，夫ヲ富岡かこ役三拾五人 御運上銀として三百目匁運上銀三拾五匁御上納被仰付其上海上相応之 御用等唯今迄無間違相勤来候，(以下略)<sup>47)</sup> (史料中の下線は筆者がつけたもので，以降の史料も同様である。)

富岡町漁師共が，隣接の地方村との争論に際して，海辺の支配とそこでの地方村が採取する海藻類の統制まで行なう権利の正当性を，戸田氏支配以来の水主役負担と漁業年貢(運上銀)納入，海上御用，つまり船役の負担等を根拠に主張している。富岡は，元来の権利

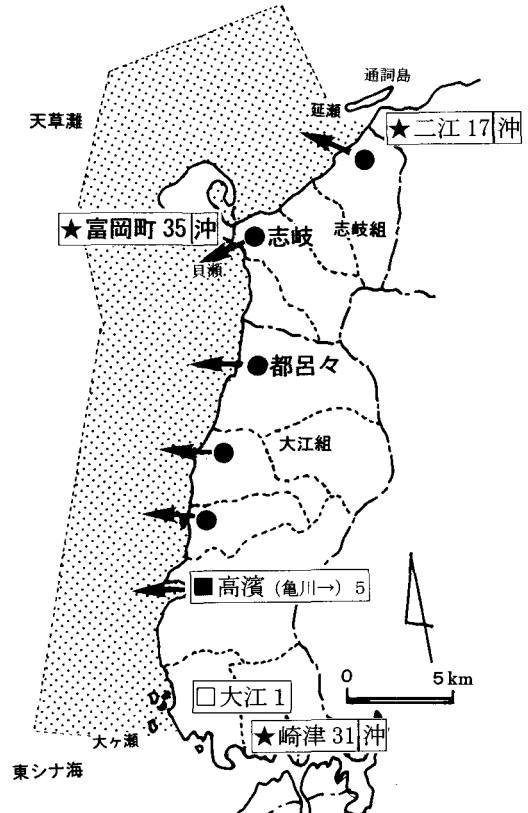


図2 富岡浦の地域漁場と周辺の地方村の出漁

図凡例1 (図3, 図4でも同じ)

- 水主浦の漁場に関連する水主浦，地方村のみ記した。
- : 水主浦を示す ● : 地方村を示す。
- 内記号: ★ 正保浦 □ 万治浦
- 18世紀以降の後発水主浦
- 数字 : 水主数
- 沖 : 沖漁場利用あり
- 陸側の線 ..... 村境線 (沿岸部分のみ)
- · - · 大庄屋組境線
- 海側の模様は，幕末期の各水主浦の漁場を示す。(一部に推定あり)
- 正保浦の地先漁場 (点線模様)
- 万治浦漁場 (横線模様)
- 18世紀の後発浦漁場 (縦線模様)

図凡例2 (本図のみ適用)

- 高濱の漁場は省略した。
- ← : 地方村などが，富岡へ入漁魚を払って，富岡地先漁場へ出漁する動きを示す。(19世紀)

を背景に、漁場の排他的な領有を進めたこととらえられる。こうした主張の背景として、中村正夫が湯船原浦で示した宝暦期に郡中水主の分割が禁止された動き<sup>48)</sup>と、時期的にも近いことから、関わるのが想定される。

漁場の内容は、「海辺の儀」として延瀬から大ヶ瀬までの地先海と、さらに「西ニさして五里半北ハ三里半」の「灘」とされる外海がある。「灘」は現在の天草灘に比定され、沖ととらえられる。寛保期の漁場は、元禄期明細帳のように前海と後海の区別ではなく、地先海と沖の「灘」海域に区分した構造となっていた<sup>49)</sup>。

次に文化10(1813)年2月の富岡浦と地方村である志岐村との間での志岐村前海をめぐる争論に関して、富岡の弁指由左衛門、富岡町庄屋荒木恒太郎、年寄村川他二名の連名で出された富岡役所への訴状<sup>50)</sup>を取り上げる。

(史料3)

富岡町浦方漁師共相稼候網代場之義、東者のふ瀬、南者大ヶ瀬、北者古御城山三里半、西者五里半、往古玆差配仕来漁業相稼候処、貝瀬論合ニ付不計志岐村下漁業為致候義相成不申段申之、既ニ去ル末年以来右村下ニ漁稼ニ罷出候得者、大勢罷出網引損、怪我人等有之、手荒成義右村玆仕向候ニ付、無抛是迄差控罷有候得共、近年不漁打続、漁師共一統甚難渡仕、当浦之義者三月玆五月迄小鯛網引立、八月玆十一月迄之間者八田網重ニ漁業仕候時節ニ御座候、然ル処今一兩日大分小鯛相見候ニ付、折角志岐村下ニ漁稼ニ罷越候積リニ御座候得共、前書之通右村玆手荒成義仕向候間、又々罷出御厄介奉掛候而者恐入候義ニ付、右様仕不申様被 仰付被下置度、往古玆右網代場御運上として銀三百三拾匁宛是迄御上納仕来申候、殊ニ三十五人舸子役等相勤来候得者、右網代場之義者百姓御田地同様之義与奉存、誠ニ漁師之義者外渡世等無御座、漁業而已ニ而其日ヲ罷過候得者、漁稼場手迫り相成候而ハ甚歎ヶ敷、対御上様諸御用向行届兼候而者

奉恐入候、尤右貝瀬論合ニ付何そ右村玆違論等申掛差妨候義者有御座間敷ト奉存候、然ル所別而近年不漁打続小鯛漁専ラ相稼、右余力ヲ以年中夫食之足ニ仕、當町飛龍社下玆志岐村下之義者重成ル網代場ニ候間、漁業一日も相止候而者及飢渴ニ候ニ付、右様仕向候義甚不承知ニ奉存候、何卒以御憐愍、右村下ニ罷出候而茂相妨不申候様乍恐宜敷被為仰付被下置度、漁師共一統願出申候(下略)

この史料で、注目されるのは、富岡が「往古」よりの「漁師共稼場」の「差配」を主張している点、貝瀬をめぐる争論(貝瀬論合)後は志岐村下での漁業を双方入漁可能としたにもかかわらず、去る末年以来志岐村下へ漁に行くと、志岐村側に漁を妨害され、さらに近年の不漁打続により困窮している点、3月から5月までは小鯛網を引立て8月から11月までは八田網を主たる漁業としていた点である。

このうち8月から11月までの八田網は、沖合の火焚き鯛網漁法の鯛漁の八田網と想定される<sup>51)</sup>。この漁業は、明治16年『熊本県水産誌』にある富岡の漁業暦によると、鯛網は地先に4月から6月に展開する地引網と、沖に9月から11月に展開する八田網に区分され、秋に肥前沿岸へ出漁していたとされている<sup>52)</sup>。つまり、富岡の漁業は、地先と沖の漁業が季節を分けて展開していたといえよう。八田網は船や網の大型化、船の集団化などを必要とする大型漁業である。近世後期に漁獲される鯛は干鯛として商品価値が高く、この漁業の展開は、船や網の進歩と商品経済の発達とが背景にあったと想定される。さらに、史料4では、「近年不漁打続」いたため、富岡町飛龍社下から志岐村下を主要な漁場(網代場)とする小鯛漁を中心とした稼ぎが中心となったため、志岐側が妨害を進めたとされている。つまり、沖漁の不漁に伴ない、富岡浦は地先漁場(網代場)へと主要な漁場を移動したことを見出せる。これにより、この不漁に伴なう動き以前、富岡は、沖を主要な漁場としな

がら、地先も「漁師共稼場」として支配していた。そして、地方村の志岐側に、水主は分割しないが、貝瀬論合にあるように入漁を許していたことが窺われる。

その後の嘉永、安政、文久期の富岡漁場では、引き続き分割は行われず、入漁料（下稼料）を高濱、下津深江、小田床、坂瀬川などの地方村に払わせ、操業を許可するシステムが確立し、漁場の分割は、高浜村との漁場の入会利用の裁許が下る文久期までは行われなかった<sup>53)</sup>。

富岡の漁場が分割されなかった理由としては次の点が挙げられる。『熊本県漁業誌』には、船について「堅牢風波ニ堪ユヘキモノト信スルハ天草郡富岡町ノ八田網船牛深村ノ鰹釣船及二江村ノ潜漁船ノ三種ニ過キサルモノノ如シ」<sup>54)</sup>とある。富岡と牛深は沖漁業の八田網と鰹船が中心であったことが示されている。これらの漁法には、ある一定の海面が必要である<sup>55)</sup>。富岡の漁業は、鯖鱈漁、鯛八田網などが中心であった（表4）。こうした漁法や船の記事は、富岡が広域的な漁場が維持し続けた要因を示している。富岡は、野母崎へ、牛深は甌島や薩摩方面へ出漁していたことが近世史料からも確認されている<sup>56)</sup>。

ここに出てくる牛深も、幕末期には広域的な漁場を維持していた（図3）。富岡と異なるのは、広域的な漁場を維持し続けながらも、その漁場内部を地先海とする不知火海（「内海」）側の地方村三ヶ村（深海など、18世紀に指定された水主浦）に水主を与え、後発の水主浦として認定し、漁場まで分割していた点である。つまり、牛深の不知火海側の漁場は、牛深と後発の深海との二重の領有という構造を持っていたこととなる<sup>57)</sup>。一方、東シナ海側の「外海」の魚貫村等へは水主や漁場が分割されなかった。この牛深のケースは、「外海」では漁場が分割されず、「内海」では分割されることを示している。

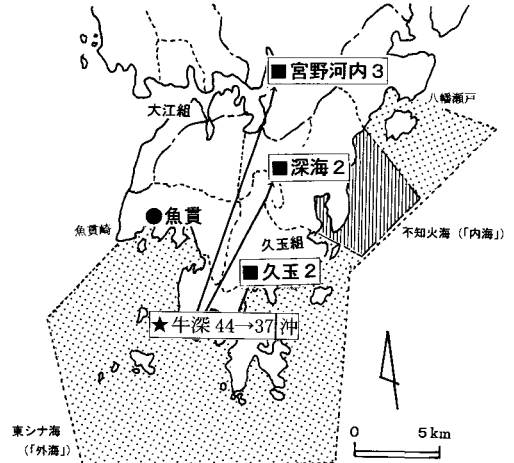


図3 牛深浦の地先漁場再分化と水主移譲

図凡例1 ⇒ 図2の図凡例1に同じ。

図凡例2（本図のみに適用）

- ・例 牛深 → 深海：18世紀の水主数の移譲を示す。
- ・海側の線 ..... 幕末期牛深の地先漁場
- — — 幕末期深海の地先漁場

## (2) 漁場分割が進行した水主浦—湯船原

本節では、水主浦の漁場が近世期を通じて分割された事例として湯船原を取り上げる。湯船原は中村正夫の赤崎村北野家文書を用いた研究があり、それに拠りながら、II型の漁場の成立と展開過程を検討していく。

正保浦の湯船原は天草上島の不知火海側に位置し（図4）、栖本組に属し、正保期には、天草上島で唯一の水主浦であった。しかし、万治2年（1659）には上島東部の砥岐組の大道、樋島、御所浦などにも水主役と浦高が課され一村一浦を基準とした水主浦村が作られ、湯船原水主浦の範囲が細分化された。しかし、栖本組では唯一の水主浦という状況は維持され、湯船原の優越な立場が窺われる。

ところが、万治分浦の数年後の寛文2年（1662）には、湯船原の面する不知火海側ではなく有明海側に面する栖本組赤崎村などが、村切網代漁場を領主の戸田氏の許可を経て形成していたことが史料4から分かる<sup>58)</sup>。

（史料4）

赤崎村江網仕候儀者、寛文年中五拾貳年以前



重々宜敷様奉願候、赤崎村之儀者前々玊、村下分海上、村切支配被仰付、忝支配仕来候処、近年如何様之訳ニ御座候哉、大嶋子村玊差障り、百姓御田地重之肥浜まい、数年取り不申、其上漁方渡世稼等迄、指留被申、村中仕迷惑、及難儀申候、左候へハ、舸子役無御座候而ハ、大小百姓・漁師共、相立不申候、右舸子役、他組玊買取申候ニ而ハ無御座、組内中之かこ儀ニ御座候間、御了簡之上、宜敷相済候様（下略）<sup>64)</sup>

宝暦4年（1754）、湯船原浦は、赤崎村へ水主1人を売ろうとする<sup>65)</sup>が、史料6の宝暦6（1756）年の赤崎村から栖本組大庄屋への「奉願口上書之事」によると、「近年舸子方売買、郡中一同不相成」として却下されている。この動きについて、中村は、百姓層がこれ以上、漁業を指向、進出することを抑制し、他面、本漁師層の生業基盤を維持確保できるよう保護するため、統制機構としての水主浦（定浦）制度が整備されたとしている<sup>66)</sup>。この宝暦期が、統制機構としての水主浦制度の到達点となる。史料6によると、赤崎村は「村切」で自村の海面を区切っていたこと、赤崎村にとって「舸子役」の購入が重要だったこと、同じ組内からの売買が原則だったことが窺われる。

なお、この時期の栖本組各水主浦における漁業年貢の負担は、寛延3年（1750）の明細帳によると、史料7のようになっている。

（史料7）

（大浦）

一銀三匁五分 漁方御運上 是者九十一年以前御断申上手繰網壱張<sup>67)</sup>。

（大島子）

一銀八匁 是八百弍年以前御断申上繰網壱張仕立御運上銀御定之上漁仕来候 不漁之節ハ御断申上御運上銀御減シ被下候ニ付年々不定と書上申候 御運上銀之義者浦中竈数ニ懸取立上納仕来申候。

一銀五匁 是ハ右同断手繰網ニ帳御運上銀壱

帳ニ付弍匁五分宛<sup>68)</sup>。

（湯船原村）

一銀五匁漁方御運上年々不定 是八百四年以前御断申上繰網壱張仕立御運上御口之上漁仕来り申候 但不漁之節ハ御断申上御運上銀御減シ被下候ニ付年々不定と書上申候 御運上銀之義者浦中竈数ニ掛取立上納仕来申候。

一銀六匁 漁方御運上年々不定 右同断手繰網四張御運上 但壱張ニ付壱匁五分宛。<sup>69)</sup>

各村とも、「不漁之節ハ御断申上御運上銀御減シ被下候ニ付年々不定と書上申候」とあるように漁業年貢の負担の大きさを記している。漁場の細分化は、水主浦にとっては死活問題といえる。しかし、湯船原は、赤崎村に水主を売ろうとした。その理由として、水主を売却すれば漁場が縮小するものの、水主の売却益が入ることを望んだことが挙げられる。また、図4にあるように、赤崎は湯船原の18世紀中葉当時の漁場には出漁しにくい有明海側に位置したため、湯船原は漁業権の赤崎への移譲により自浦の漁場が侵される可能性がなかった。一方、赤崎の地先を漁場としていた水主浦の大島子は、赤崎への漁業権の移譲による影響を受けることになる。そのため、大島子の意向を取り入れた大庄屋が水主の分割を認可しなかったととらえられよう。

この周辺の漁法は、湯船原や大島子の運上銀に繰網を仕立てるとあるように、海面や濱の決まった場所に固定された「網代場」での地引網や定置網漁業を中心としていた。こうした種類の漁業では、史料4の「網境の儀ハ村境切」という赤崎村の記事があるように、一定の海面を村境で分割して利用される傾向が強い<sup>70)</sup>。この表現は、前章で論じた幕末期の村境線の延長線で区切られたⅡ型Ⅲ型の漁場の形成を示しているように思われる。

また、万治期の漁場分割が砥岐組単位で行われたように、漁場の分割には大庄屋組の範囲が関係することも見え隠れする<sup>71)</sup>。

上記の湯船原村の幕末期の漁場は、万治期、

正徳期までの分割により、Ⅱ型として形成された。つまり、水主浦の成立期の広域的な漁場は、再分化され続けたにもかかわらず、一村漁場のⅢ型にならなかった。その理由としては、漁業権を求めた村の地先を漁場とする水主浦にとっては一定の漁場が必要だったため、宝暦期の水主の分割禁止への動きになったことが挙げられる。

#### Ⅳ.水主浦漁場の階層性とその形成過程

本章では、Ⅱ章で示した漁場の階層性とⅢ章の漁場の形成過程との関わりについて、水主浦制度下での負担と既得権の享受の違いや、隣接する地方村の状況、漁場環境の違いなどの諸要素を絡めながら考察していく。

幕末期までⅠ型の地先の広域的な漁場が維持されていた富岡漁場は、水主浦制度下での支配の漁場と漁撈活動の場でそれぞれ異なる性格を持っていた。支配としての漁場は、排他性が徹底していた。しかし、漁場内部の漁撈活動については入漁料を支払わせて、地方村にも許可していた。その過程で、数多くの漁場争論が生じた。しかし、富岡は漁場の支配権を強調して漁場を維持し続け、隣接の地方村も富岡に入漁料を支払う方法をとった。富岡では、排他的な漁場の領有と、地方村に入漁料を支払わせて漁場へのアクセスを許すといった、漁場をめぐる領有と利用の異なる二つの論理を見出せる<sup>72)</sup>。

また、牛深では、漁場の支配は富岡同様に牛深のみの排他的領有として幕末期まで維持されていた。牛深漁場の東シナ海（「外海」）側では水主と漁場の分割はなく、富岡と類似していた。しかし、牛深漁場の不知火海（「内海」）側では、牛深から水主を移譲された後発水主浦にその村前の海に限って漁場分割が行われた。この後発水主浦深海の地先海面では、牛深の領有と、深海の領有・利用といった二重の領有の論理を見出せる。このように牛深漁場内部の「内海」「外海」で

は、領有のあり方が異なっていた。

富岡、牛深の東シナ海側では、地先漁場と沖漁場が直結していた。つまり、幕末期まで地先のⅠ型漁場を維持し続けた理由としては、地先漁場と直結する東シナ海側の「外海」の沖漁場での漁業を行っていたため、地先漁場を分割しなかったことも見え隠れする。

一方、近世期を通じて漁場が再分化されたⅡ型の湯船原は、万治期正徳期に、他の地方村に水主とともに自らの漁場などの権利を分割していたように、漁場の領有と漁撈活動の空間は一致する原則の下で分割されていた。それは、同じ正保浦にもかかわらず、富岡、牛深とは大きく異なる点である。この背景としては、前章で述べたように、この地域の漁業の特徴が挙げられる。湯船原は、不知火海側の「内海」に位置し、その沿岸の漁村では、場所が固定された網代場漁業や地引網などの海面の分割を要した漁業が村境を基準に展開していた。湯船原は、東シナ海（「外海」）の沖漁場を利用した八田網なども行ない、沖への指向性を示しているが、その沖漁場は、不知火海（「内海」）に面する湯船原の地先漁場と直結していなかった。

湯船原が、Ⅲ型の一村漁場まで分割されなかった理由としては、大庄屋から出された宝暦期の水主分割統制により、一村漁場に再分化されなかった点が窺われる。その統制が大庄屋から出されたのは、湯船原の水主移譲が、湯船原の問題だけでなく、移譲先の地方・赤崎の村前を漁場とする水主浦大島子にも影響を与えたように、複数の村の問題になったことを考えることができる。

各類型の漁場の特徴は、表5のようにまとめられる。Ⅰ型は、四至漁場で沖漁場の権利を持ち、「外海」に面し、漁法は八田網、一本釣を主としていた。さらに、漁場に面する地方村へ入漁料を支払わせ漁業を許可し、漁場内部にⅢ型水主浦の漁場を内包させるなど、水主浦漁場を排他的に支配しつつも、その範

域と漁撈活動空間の不一致を特徴とした。海のランドマークの境界や様々な特権等から、I型の一部は近世以前の中世に起因すると考えられる。

一村単位の漁場のⅢ型は、「内海」の地引網や網代漁業が中心で、水主浦漁場と漁撈活動空間が一致するかたちで、海面は領有されていた。Ⅲ型には、18世紀中葉以降に成立した新規の水主浦があてはまる。江戸時代を通じて多くの農業村落が漁業活動に参入するようになった結果、18世紀以後、Iの漁場がⅢの漁場に分割されてゆくことは従来の研究においても強調されている。

これに対し、Ⅱは江戸時代になって新たに水主浦として認定された漁村が該当する。江戸時代初期には、いまだIに準じる特権的な水主浦が成立する余地が残されていた。これらI、Ⅱの水主浦によって占有された広い漁場は、それ以後新規に参入する村落に分割され、Ⅲ型の狭い漁場に再編成されてゆくが、18世紀末に漁場分割が禁止された結果、部分的に広い漁場が保持された事例もⅡ型に含まれる。

I型の富岡と牛深が近世期を通して、村境線がひかれる以前の漁場を維持してきた理由としては、近世初期以前からの水主浦で広い漁場が付与されていた特権と「外海」に面することを背景に、漁業年貢が賦課される一方で、主に一本釣や八田網、火焚き漁などの新規の沖漁業を行なえる経済的基盤も備えていた点が考えられる。また、Ⅱ型の湯船原が漁場を分割した理由としては、不知火海側の「内海」に位置し、地引網や網代などの漁業形態が発展した点が挙げられる。つまり、地先漁場が沖漁場に連続するか否かという「内海」「外海」の違いが、地先漁場の海面分割の有無と関わる事が考えられる。

また、I型～Ⅲ型の形成理由として、漁場に進出する指向性を持った地方村の、水主浦の諸負担を行っても漁場の獲得を進める、水主浦に入漁料を支払い漁場と関わるという二つの傾向を見出せ、水主浦漁場の形成とその傾向との関わりが窺われる。つまり、I型は後者と、ⅡⅢ型は前者と関わる。さらに、大庄屋組などの範囲と漁場の再編成との関わりも一部に見出せたが、さらなる検討を要する。

表5 幕末期天草郡における漁場の三階層の特徴

漁場類型	水主浦認定時期：水主浦	地先と沖漁場の権利関係	主な漁業形態	水主浦（制度的）漁場と漁撈活動空間。
I型 広域 漁場	正保：富岡 二江 崎津 牛深	地先は、東西南北の四至で区切った漁場で網代記載なし。地先の延長で沖あり。地先は分割されずに沖の権利を維持。地先と沖が連続した「外海」漁場。	八田網。 一本釣。 （「外海」漁業）	水主浦漁場は広域に維持され、漁撈活動空間とは不一致。水主浦支配の漁場に面する地方村へ入漁料漁業を許可させる富岡。支配の漁場内部にⅢ型の水主浦漁場のあった牛深がある。
Ⅱ型 広域 村境 漁場	正保：御領 湯船原 万治：大道 大多尾 中田 正徳：大島 子	地先は、隣接の他村の地先海にまで及び、村境線で区切った漁場の内部に網代、地引網あり。沖漁場の利用は、湯船原と大道にあり。地先漁場と沖漁場は連続しない「内海」漁場。地先は分割。	地引網。 江切網。 網代漁業。 （「内海」漁業）	他村前の海域は新規水主浦に水主と漁場を併せて分割。
Ⅲ型 一村 漁場	万治：樋島 御所浦 高戸 18世紀： 深海 宮田 棚底 文久：高濱	地先は、一村前漁場。その内部に網代、地引網あり。	Ⅱ型に 同じ。 （「内海」漁業）	水主浦の支配漁場と漁撈活動空間が一致。I型漁場の内部に存在する水主浦漁場あり（深海、高濱）



## V.むすびにかえて

本稿では、近世末期における水主浦の漁場に階層性を見出し、それらの漁場の形成と変化の過程を考察してきた。そして、従来の研究でも示されてきた、近世期を通じて、漁場は再分化される傾向とともに、こうした傾向に反して、近世初期に認定された特権的な漁場を保持する事例も見られ、その結果、漁場の階層性は封建時代末期まで維持されていたことを見出した。漁場の階層は漁業村落の階層とみなしてよく、またそれぞれの漁業村落が操業していた漁業の種類とも関連する。新規に参入した村落は、多くの場合、自村の前面の海で小規模な漁業を行う権利を有しただけであったが、早く成立していた特権的な漁業村落は、沖に出漁する大規模な漁業を主とする経営を行っていた。沖の権利を占有するためには、地先海面をも保持する必要があるため、そのため地先海面の分割を回避し、隣接村落に対しては一時的出漁権を売る形式がとられた。

江戸時代の漁業には、このように中世から近世初期以来の特権が維持されるとともに、新規参入者には限定された権利しか付与されない側面があった。新たに開発された技術による大規模な沖漁業は、こうした特権的漁村によって担われていったと想定されるが、今後、さらに検討していきたい。

(國學院大學・文学研究科・院)

### 〔付記〕

本研究では、調査研究に際し、次の方々・関係機関に、お世話になりました。苓北漁協、苓北町郷土資料館、苓北町役場、前関西大学教授柿本典昭先生、荒木広之氏、森 誠氏、石川秀樹氏、故浦本一市氏、故永野守人先生、浜田初一氏、堀田善久氏、溝上 巖氏(順不同)。古文書解説に際し國學院大學教授大谷貞夫先生、黎明館尾口義男先生、堂満幸子先生、荒木仁朗氏をはじめ多数の方々にご助言いただきました。記して感謝申し上げます。本稿は、2000年度歴史地理学会大会(島

原市)で報告した内容に加筆修正したものです。本研究には、一部に平成11年度文部省科学研究費補助金(特別研究員奨励費1978)を使用しました。

### 〔注〕

- 1) 浦方は、近世郷村制度下の村方、町方と明確に区別された漁村を示し、漁業権の対価となる水主役・海高・御菜魚代などの漁業年貢を負担していた。浦方は、概ね、①水主役負担の浦と②漁業年貢納入のみの浦に区分される。荒居英次『近世の漁村』吉川弘文館、1970、1～116頁。田島佳也「漁村と漁業」(『日本歴史大系3近世』山川出版社、1988)717～729頁。
- 2) 春田直紀「水面領有の中世的展開—網場漁業の成立をめぐる—」日本史研究373、1993、1～29頁。橋村 修「上五島における漁場用益空間の変容—13世紀後半～15世紀前半を中心に—」、歴史地理学、177、1996、62～85頁。
- 3) 河野は、水主浦には海上航行の負担を行う代償に一定範囲の海面に優先的に漁場用益権が認められていたとする。河野通博『漁場用益形態の研究』未来社、1958、7～11頁。三鬼は、本途物成に結ばれる水主役はもともと軍役を調達するために幕藩権力から設定されたもので、近世の漁村秩序が成立するための重要な契機となったとする。三鬼清一郎「水主役と漁業構造」、(宝月圭吾先生還暦記念会編『日本社会経済史研究(近世編)』吉川弘文館、1967)40～72頁。
- 4) 羽原又吉『日本漁業経済史』上巻、岩波書店、1952、1～57頁。
- 5) 中村正夫の漁村社会学的成果が挙げられる。  
①中村正夫「肥後国天草島における漁村の成立と展開—「舸子役」を中心に—」、九州大学九州文化史研究所紀要、8・9合併号、1961、(森山恒雄教授退官記念論文集刊行会編『地域史研究と歴史研究』熊本出版文化会館、1998、231～267頁に再収録)。  
②中村正夫「近世における漁村展開の一事例(正)」、九州大学教養部社会科学科紀要社会科学論集、4、1964、71～112頁。  
③中村正夫「近世における漁村展開の一事例(続)」、九州大学教養部社会科学科紀要社会科学論集、6、1966、57～114頁。実松幸男「近世前～中期館山湾の漁場と漁村」『国史学』146、1992、

- 55～88頁。出口宏幸「房総南部における漁場占有関係の形成—占有関係形成過程の若干の検討—」千葉史学29, 1996, 52～63頁。
- 6) 漁場の総有については、代表的な成果として二野瓶の総百姓共有漁場説があげられる。二野瓶徳夫『漁業構造の史的展開』御茶ノ水書房, 1962, 3～89頁。
- 7) 堀江俊次は、江戸内海では享保期の幕府勘定所の漁場調査に伴い寛保期の「磯は地付き、沖は入会」の法令が出されたとする。堀江俊次「享保期における勘定所の漁業権実態調査と漁業政策」, (小笠原長和編『東国の社会と文化』梓出版社, 1985) 325頁～348頁。
- 8) 近年では多様な漁場の存在も示されている。高橋美貴『近世漁業社会史の研究』清文堂, 1995年, 67～150頁。前掲5) 出口, 1996, 52～63頁。前掲5) 実松, 1992, 55～88頁。
- 9) 漁業年貢額や村高, 船, 水主数等の諸要素を挙げて、同一地域内の全ての漁村間の関係性を究明した主な研究としては、定兼, 山口が挙げられる。定兼学『近世の生活文化史』清文堂, 1999, 219～266。山口 徹『近世海村の構造』吉川弘文館, 1998, 27～63頁。
- 10) 定兼 学「近世漁場利用体系試論—備前国日生沖漁業相論を事例として—」, 瀬戸内海地域史研究, 2, 1989, 197～230頁。
- 11) 例えば、近世初期初期から末期まで、その範囲が維持されてきた浦方漁場が挙げられる。
- 12) 前掲1) 荒居, 1970, 16～17頁。
- 13) 農商務省編「漁業に関する慣行及先例」(原暉三『東京内湾漁業史料』国書刊行会, 1977年, 22～23頁)。
- 14) 藤塚悦司「明治期成立の水産絵図と『日本水産捕採誌』」, 民具研究, 117, 1998, 1～25頁。
- 15) 山口は、一連の近世海村研究で、近代の漁業誌なども用いて近世末期の漁業実態を説明している。前掲9) 山口, 1998, 1～63頁。
- 16) 『熊本県水産誌』は、明治14年までの状況をもとに作成され、明治16年に水産博覧会に際して提出された。近年、天草郡に限り復刻された。永野守人編『近代天草漁業史料集成』, 五和町教育委員会, 1996, 23～254頁。ほかにも、明治14年の熊本県内全臨海村落ごとの人口や漁法, 漁業生産, 船数などが細かく記されている。『水産誌』の漁業記事は、動力化以前の内容で、幕末期の状況を考えるうえで有効といえよう。前掲註9) 山口, 1998, 1～63頁。
- 17) 肥後国天草郡地域の支配であるが、寛永14(1637)年の島原の乱後、天領となり、万治期には代官鈴木重成により諸制度が整備された。寛永18(1641)年秋から正徳4(1714)年6月まで天草郡の天草代官による専任統治が行われるが、以後、日田郡代(役所), 島原藩(享保5(1720)年6月～明和5(1768)年3月。天明3(1783)年9月～文化9(1812)年)の預所となる。以降は長崎代官と日田郡代の交互支配となっている。①本渡市教育委員会『天草の歴史』, 1962, 138～146頁。②苓北町史編纂委員会編『苓北町史』, 苓北町, 1984, 443～456頁, 851～853頁, 1057～1072頁。
- 18) 地方村(農業村落)は、「代官所—郡中大庄屋—組(大庄屋)—村(庄屋)」の大庄屋制度による支配の下で統制された。天草郡の地方村支配は、10の大庄屋組を単位として行なわれていた。しかし、水主浦も富岡(町)以外は村に属するため、村政の上ではその支配を受けたが、船役や漁業行為については郡中惣弁指の管轄にあり、いわば二重の支配を受けていた。近年、渡辺尚志等が、天草郡の大庄屋制を地方村の中間支配ととらえ、「近世地域社会論」を展開した。しかし、漁村を地域社会論のなかへ位置付ける試みはなされていない。前掲5) ①中村, 1961, 233～241頁。渡辺尚志編『近世地域社会論』岩田書院, 1999, 489頁。
- 19) 前掲5) ①中村, 1961, 242～243頁。
- 20) 農林水産局『旧藩時代の漁業制度調査資料第1編』, 1934, 329～331頁。
- 21) 前掲5) ①中村, 1961, 237～241頁。
- 22) 前掲5) ③中村, 1966, 63～66頁。
- 23) 前掲5) ①中村, 1961, 262頁。
- 24) 富岡は前掲5) ①中村, 1961, 248～256頁。
- 25) 熊本県水産試験場『栽培漁場開発調査報告書(第2編 天草西海域)』, 1972, 294頁。
- 26) 熊本県農商課『熊本県漁業誌』第一編, 1890, 6頁, 26～30頁。
- 27) 前掲5) ②中村, 1964, 71～112頁。③中村, 1966, 57～114頁。
- 28) 天草古文書会編『天草郡村々明細帳』天草古文書会, 上巻, 1988, 333頁。中巻, 1990, 455頁。下巻, 1993, 455頁。
- 29) 1996年3月に筆者が溝上 巖組合長(当時)

- の御好意により本文書を写真撮影した。未翻刻史料群のうち本稿で用いたのは、享保17年「万記簿」（享保17年から寛保期までの富岡浦弁指中元氏の漁業関係や水主役負担の諸記録、争論関係訴状写など）、寛政11年「諸御用控」（寛政期から文化期までの富岡浦弁指中元氏の漁業関係や水主役負担の諸記録、争論関係訴状写など。寛政11（1799）年から文化11（1814）年までの富岡町漁師と志岐村百姓の争論の概要は、前掲註5）③中村，1966，73～74頁で紹介されている。）文久3（1863）年「高濱村江相掛候網代日記」（高濱村が高濱村地先「漁場」の権利を主張したことによる、富岡との争論記録）である。
- 30) ここでは1里＝約4キロとしてとらえた。
- 31) 前掲26) 熊本県農商課，1890，3頁。
- 32) 前掲20) 農林水産局，1934，329～331頁。
- 33) 大ヶ瀬は前掲26)熊本県農商課，1890，14頁。
- 34) 前掲20) 農林水産局，1934，329～331頁。
- 35) これらは中世漁場の区画に多くみられる「浦内」的な漁場設定と類似している。前掲2) 春田，1993，1～29頁。
- 36) 江切網は、湾内を区切った立切網の漁場である。日本学士院日本科学史刊行会編『明治前日本漁業技術史』日本学術振興会，1959年，261～274頁。
- 37) これは、次に記す宮田、棚底の村前漁場を18世紀前半まで漁場として維持したため、村で区切った記述にならなかつたと想定される。
- 38) 第2表の高濱村の旧慣記事には、享和3年に水主役を亀川浦から買い漁業権利を得たとあるが、富岡との争論の末、入会利用裁許が出たのは文久期であった。前掲5) 中村，1961，143～162頁。
- 39) 漁場の境界は、秋道に詳しい。秋道智彌『なわばりの文化史』小学館，1995，121頁。
- 40) 「網代場」の記述は、近世中後期に成立したいわゆる後発の水主浦に多く、それは、「内海」の漁場に面している水主浦が多い。明治16年『水産誌』の天草郡沿岸部の全漁村データによると、「網代場」と記述された漁場を持つ漁村は、不知火海側を中心に、旧水主浦のみならず旧地方村にも多く見られる。前掲註16) 永野編，1996，23～254頁。
- 41) こうした漁業が展開するには、I型漁場のような「外海」に面し、地先漁場が広く設定される形がふさわしいといえよう。こうしたI型漁場が幕末期まで維持された理由として、一本釣漁業などの特殊な技術を要するため、農業村の漁業への進出が容易ではなく、水主浦の分割が進みにくかったことも窺われるが、今後の課題である。なお、東シナ海側の水主浦の周辺地域で、新規の水主浦は、万治期の大江、文久期の高浜に限られている。
- 42) 古田悦造『近世魚肥流通の地域的展開』古今書院，1996，70～72頁。
- 43) I～Ⅲ分類は、その漁場を用益、領有する漁村である水主浦の性格をも示す。正保・水主浦の漁場は広域に及び、最初に漁業権利が付与された海付村は広い漁場を領有するのである。つまり、その権利は中世以来の漁村の特権を引き継いでいる可能性がある。
- 44) 前掲26) 熊本県農商課，1890，26～30頁。
- 45) 前掲29)天草古文書会編，（上巻），24頁。
- 46) 元禄期と異なる記載は、二江・崎津と富岡との境界部分での沖の「立会」利用である。これは、東北側の沖は二江水主浦と、西南側の沖は崎津水主浦との「立会」とされる。ここで「立会」の語について触れておきたい。「立会」という行為は、当事者たる村（水主浦）どうしのみならず証人たる村（水主浦）まで参加して入会の海域を設定したことを示すものである。
- 47) 寛保2年「御公儀様口上書差上申候写」前掲29) 苓北漁協所蔵，享保14年「万記簿」所収。
- 48) 前掲5) ②中村，1964，71～112頁。
- 49) 千葉徳爾は海域呼称の地名について検討を試みており、「灘」についても検討している。千葉徳爾「沿岸域の呼称について」（九学会編『日本の沿岸文化』古今書院，1989）8～21頁。
- 50) 文化10年4月「内々ニ而差上候書付之写」（苓北漁協所蔵，「諸御用控」所収）。前掲29) 苓北漁協所蔵，寛政11（1799）年富岡浦弁指藤左衛門「諸御用控」所収。
- 51) 農商務省水産局『日本水産捕採史』第一編第一節曳網類，1910，76～81頁。また、前掲26) 熊本県農商課，1890，120頁では、地引網八田網に変容した19世紀前半が盛んだったとする。この時期は鯨島十内の八田網改良などが行われた。
- 52) 前掲16) 永野編，1996，186～188頁。

- 53) 前掲5) ①中村, 1961, 248~256頁。
- 54) 前掲26) 熊本県農商課, 1890, 26~30頁。
- 55) 前掲39) 秋道, 1995, 137頁。
- 56) 「野母村水産史料」(野母崎町編『野母崎町郷土誌』, 1986) 39~80頁。鹿児島県編『鹿児島県史』第二卷, 鹿児島県, 1940年, 471~474頁。
- 57) 牛深では, 万治2年以降, 毎年の漁業運上銀を崎津浦, 大江浦とともに, 他国漁民にも支払わせていたように, 支配としての漁場の領域を維持しながら, 漁業権のない村の利用を許容した海面支配を進めていた。「大江村明細帳」「崎津村明細帳」(前掲28)天草古文書会編, 中巻, 1990, 365頁, 下巻, 1993, 410頁。)
- 58) 中村によると, 栖本組の赤崎村が網場の権利を獲得し, 当時の領主戸田氏に運上を支払っていた。しかし, そこに湯船原の介入記事は見られず, この段階では湯船原は漁業利益の統制権を持たなかったようである。戸田氏の漁政は, 漁方運上は前の公領支配(鈴木代官)通りで, 帆役運上取りたて, 漁船3枚帆までは免税とした。前掲5) ②中村, 1964, 74頁。
- 59) 正徳3年(1713)「乍恐奉願口上書之事」(「肥後国天草郡赤崎村漁業史料」1号), 前掲5) ②中村, 1964, 95~97頁。
- 60) 赤崎村には, 弁指2名がおかれたが。このような水主浦でない村が漁業権利を持ち, 漁師が存在していることに中村は注目し, これは低い漁業生産, 激しい競合がなく, 領主があえて上から権力的に統制する必要がなかった背景をよみとる。前掲5) ②中村, 1964, 76~77頁。
- 61) 前掲5) ②中村, 1964, 75~78頁。
- 62) 前掲28) 「元禄四年明細帳大浦村」天草古文書会編, 中巻, 1990, 175~180頁。
- 63) 前掲5) ②中村, 1964, 79~80頁。
- 64) 宝暦6年7月「奉願口上書之事」(「肥後国天草郡赤崎村漁業史料」38号), 前掲5) ③中村, 1966, 96~97頁。
- 65) 宝暦4年10月「覚」(「肥後国天草郡赤崎村漁業史料」21号), 前掲5) ③中村, 1966, 87頁。
- 66) 前掲5) ③中村, 1966, 64~67頁。
- 67) 「寛延三年肥後国天草郡大浦村明細帳」(有明町教育委員会『栖本組村々明細帳ほか』有明町, 1996) 140頁。
- 68) 「寛延三年肥後国天草郡大嶋子村明細帳」(前掲67), 1996) 237頁。
- 69) 「寛延三年肥後国天草郡湯船原村明細帳」(前掲67), 1996) 337頁。
- 70) 前掲39) 秋道, 1995, 137~138頁。
- 71) 大庄屋組の範囲と水主浦漁場の関係については, 大庄屋組の範囲を越える漁場は富岡, 二江, 崎津で, ここでは大庄屋組範囲に規制されない漁業展開が見え隠れする。湯船原は, 二つの大庄屋組にまたがって漁場が設定されていたが, 前章で述べたように万治期の分割は砥岐組単位で行われ, 大庄屋組の展開と漁場の分割も関係しそうである。この問題が漁場の再編成と関係したかの分析は, 今後の課題となる。
- 72) 漁撈活動の変化があったにもかかわらず, 富岡でこの形態が幕末期まで維持された理由としては, 天草郡内の水主浦の代表である郡中惣弁指の存在も想定されるが, その役割については不明な点も多く, 今後の課題としたい。

Hierarchies and Formative Process of the Fishing Grounds in KAKOURA (Authorized Fishing Villages)  
— The Case Study of Amakusa District of Modern Kumamoto Prefecture, in Edo Period —

OSAMU Hashimura

The purpose of this thesis is to find out hierarchies of fishing villages in late Edo era and to consider formative and changing processes of these fishing villages. The target areas are fishing grounds of fishing villages in Amakusa District of Higo Province of which many reference materials ("Kumamoto Prefecture Fishery Record" created in Meiji era, which contains every detail of fishing grounds in the

distinct before the Meiji Restoration, detailed records and historical materials for fishing grounds dispute in the modern ages) can be provided.

Boundaries between fishing grounds of fishing villages in late Edo era are classified into; a guide mark from the sea such as a point, island, reef, or shore (A) and extension of a boundary between villages toward the sea (B). Fishing grounds subdivided by the aforementioned boundaries are classified into; a limited narrow fishing place before a village (X) and a wide fishing grounds before adjacent several villages (Y). In consideration of these two indexes, fishing grounds can be classified into the following three types: I. A · Y, II. B · Y, III. B · X (The combination of A · X does not appear).

Almost all fishing villages that were firstly set in the beginning of Edo era conform to I. Boundary A has a high possibility of preceding village boundary settings in the beginning of Edo era. I is considered to be a fishing ground owned by fishing communities originated in the Middle Age. On the other hand, new fishing villages were established in the middle of 18th century and later conform to III. Past researches also emphasized that fishing grounds I was subdivided into fishing grounds III by many farming villages which joined fishery throughout Edo era. On the other hand, villages newly authorized as fishing villages in Edo era conform to II. In the beginning of Edo era, there still was a place to establish privileged fishing villages conforming to I. The wide fishing grounds occupied by fishing villages I and II were later subdivided by villages newly joined fishery into narrow fishing grounds of type III. However, examples of wide fishing grounds partly remained as a result of prohibiting subdivision of fishing grounds in late 18th century also conform to type II.

Thus, a tendency of redividing fishing grounds was shown throughout Edo era. However, on the contrary to the tendency, there also were examples of retaining privileged fishing grounds authorized in the beginning of Edo era. As a result, the hierarchies of fishing grounds were retained until late Edo era. The hierarchies of fishing grounds can also be assumed as those of fishing villages, and relate to types of fisheries conducted by the fishing villages. The villages newly joined fishery only had the right to conduct small-scale fishery at seas before themselves in most cases, but the privileged fishing villages established earlier mainly conducted large-scale fisheries by off-shore fishing. To obtain the off-shore fishing right, the extending sea had to be retained. For this purpose, division of the extending sea was prevented and temporary fishing rights were sold to adjacent villages.

For the fishery in Edo era, such privilege was maintained since the Middle Age together with giving only limited rights to new comers. The large-scale off-shore fishery using newly developed technologies was carried on by such privileged fishing villages.